

有害使用済機器保管等業者

のみなさまへ！ 平成30年4月1日から
有害使用済機器（家電4品目及び小型家電28品目で
あって廃棄物を除く。）の保管又は処分を業として行う
場合は、事前に届出が必要です。



いわゆる雑品スクラップ対策として、有害使用済機器を保管又は処分する事業者には、保管・処分基準の遵守が義務付けられます。

岡山県マスコット「ももち」

○ 改正廃棄物処理法（平成30年4月1日施行）の内容（有害使用済機器関係）

廃棄物以外の使用済機器について、新たに有害使用済機器として位置付け、その保管又は処分を業として行う者に、県知事（岡山市、倉敷市にあっては各市長）への届出、保管及び処理基準の遵守等を義務付けるとともに、違反があった場合における改善命令の対象として追加する等の措置が講ぜられました。

・ 届出について

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者は、事業開始の10日前までに、必要事項の記入・添付書類の作成等を行い、届出する義務があります。なお、改正法の施行日（平成30年4月1日）に、既に業として行っている者は、施行後6ヶ月後（10月1日）までに届出が必要です。

※ 届出等に関するご相談、お問い合わせ先は裏面をご参照願います。

・ 対象となる有害使用済機器について

使用を終了し、収集された使用済み家電4品目及び小型家電28品目であって廃棄物を除く。※廃棄物を扱う場合は、従前のとおり廃棄物処理法の許可等が必要です。

・ 保管及び処分の基準について

有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、保管又は処分を行わなければなりません。※詳細は裏面を参照願います。

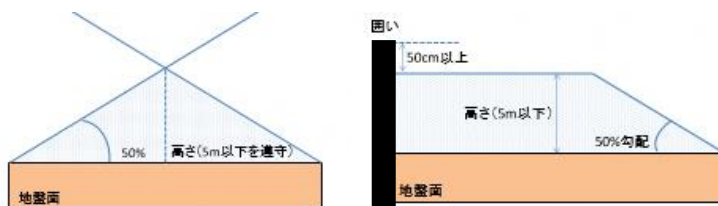
有害使用済機器の保管及び処分の基準について

○有害使用済機器の保管の基準

- ・ 周囲に囲いの設置
- ・ 見やすい箇所に掲示板の設置
- ・ 汚水等の飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止措置（底面の不浸透性材料被覆、油水分離槽の設置など）
- ・ 火災・延焼防止（油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の適正な回収、処理）
- ・ ねずみ、蚊、ハエ等の発生防止
- ・ 騒音、振動の発生防止
- ・ 保管高さの制限

有害使用済機器等の保管場所	
管理者	氏名又は名称
	連絡先
保管又は処分の別	
取扱い品目	
数量	m ³
最大保管高さ	m

掲示板の例（縦 60cm 以上 × 横 60cm 以上）



保管例：囲いに接していない場合 一方が囲いに接している場合

○有害使用済機器の処分の基準

- ・ 汚水等の飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止措置（底面の不浸透性材料被覆、油水分離槽の設置など）
- ・ 火災・延焼防止（油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の適正な回収、処理）
- ・ 家電リサイクル法対象 4 品目機器の環境大臣が定める方法による再生、処分
- ・ 騒音、振動の発生防止

○有害使用済機器の焼却、埋立処分等の禁止

ご不明な点は、下記の問い合わせ先にご連絡願います。



岡山県マスコット「うらっち」

※詳しくは「[有害使用済機器の保管等に関するガイドライン](#)」

（[環境省ホームページに掲載](#)）をご覧ください。

【問い合わせ先】事業所の管轄区域の連絡先へお問い合わせ願います。

担当課	所在地	連絡先	管轄区域
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	086 - 226 - 7307
	備前県民局 地域政策部環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	086 - 233 - 9805
	備中県民局 地域政策部環境課	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086 - 434 - 7007
	美作県民局 地域政策部環境課	〒708-8506 津山市山下 53	0868 - 23 - 1243
岡山市環境局 環境事業課	〒700-8544 岡山市北区大供 1-1-1	086 - 803 - 1297	岡山市
倉敷市環境リサイクル局 一般廃棄物対策課	〒710-8565 倉敷市西中新田 640	086 - 426 - 3375	倉敷市